

にい は ま 環 境 プ ラ ン

(第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画)

概 要 版



平成26年3月
新 居 浜 市

環境基本計画及び環境保全行動計画の考え方

計画の背景と目的

新居浜市では、平成16年3月に「新居浜市環境基本計画」、平成17年3月に「新居浜市環境保全行動計画」を策定し、市のめざす環境像『こどもたちの未来のために～人と自然が共生し、かけがえのない環境を大切にするまち“にいはま”～』の達成に向けた取組を進めてきました。

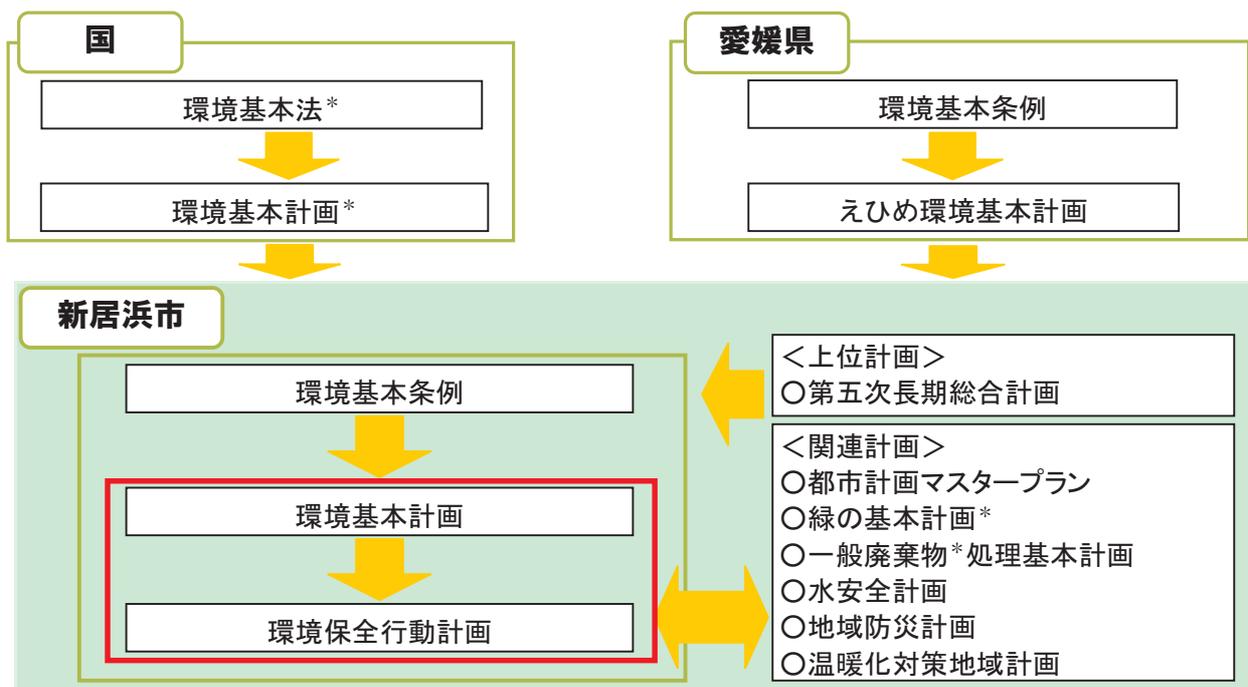
平成25年度を最終年度とするこの第1次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画は、施策の成果について数値目標を設定し、進行管理を行っています。平成24年度における数値目標の達成状況は、一部の指標で目標値を達成できていないものもありますが、概ね目標を達成しています。

近年、地球温暖化*対策や生物多様性保全、エネルギー利用に関する国内外の動向が変化しており、平成24年4月には、持続可能な社会構築に向け、国の「第四次環境基本計画」が閣議決定されました。また、平成20年には「生物多様性基本法」が施行され、平成22年10月の「生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)」に向けた取組等を視野に入れた「生物多様性国家戦略*2010」が同年3月に閣議決定されるなど、国内外において生物多様性への関心が高まり、多様性の保全と持続可能な利用について、検討が進められているところです。

第1次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画の改定にあたっては、これらの動向を踏まえた計画とすることが重要であり、このようなことから、新居浜市の環境施策を見直し、新たな目標を設定するとともに、市民一人ひとりがその目標の達成に向けて環境への取組を実践していくため、「第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画」を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、環境基本計画と環境保全行動計画の統合版であり、新居浜市の環境の将来像、環境目標、基本目標の設定を行うとともに、基本目標を達成するための、市、市民、事業者の役割を明らかにします。



環境基本計画及び環境保全行動計画の位置づけ

*印は巻末に用語の説明があります。

計画期間

本計画の計画期間は、平成 26 年度から平成 35 年度までの 10 年間とし、平成 30 年度を中間年度として見直しを行います。

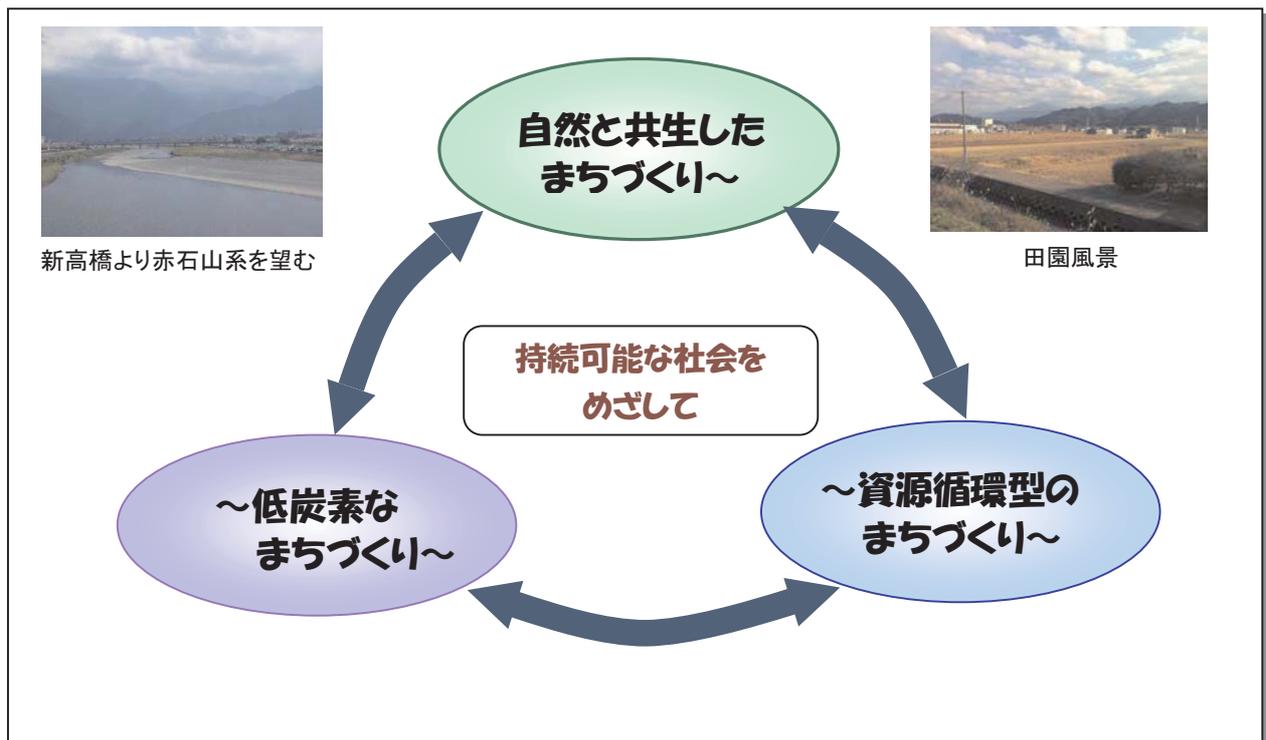
環境基本計画は、平成 32 年度を目標年度とする「第五次長期総合計画」を環境面から補完するものであり、長期総合計画における目標との整合性にも配慮した計画とします。

また、社会情勢の変化や計画の推進状況を見ながら、中間年度以外でも必要に応じて計画の見直しを行います。

めざす環境像

<めざす環境像>

こどもたちの未来のために
～みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま～



公害を克服した貴重な歴史を持つ新居浜 その精神を未来へ受け継ぐ

環境の現状と課題

生活環境【大気】

二酸化硫黄*、一酸化炭素*、二酸化窒素*の3項目は、過去5年間で環境基準*を達成しています。光化学スモッグ*の原因となる光化学オキシダント*については未達成の状況が続いており、浮遊粒子状物質*については平成23年度に環境基準が未達成となっています。

大気汚染に係る環境基準の達成状況

項目・年度 測定局	二酸化硫黄					一酸化炭素					浮遊粒子状物質					二酸化窒素					光化学オキシダント				
	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23	19	20	21	22	23
多喜浜	○	○	○	○	○						○	○	○	○	×										
金子	○	○	○	○	○						○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
新居浜工高	○	○	—	○	○						○	○	—	○	×										
中村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
高津	○	○	○	○	○						○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	×	×	×	×	×
泉川																○	○	○	○	○	×	×	×	×	×

- ：適合
- ×
- ：年間測定時間が6,000時間未満のため評価しない

出典：愛媛県環境白書

生活環境【水質】

【河川】

市内の河川に環境基準は適用されていませんが、7河川の13地点について、市独自に河川水質調査を年4回行っています。市内の河川では、有機物による汚濁の指標である生物化学的酸素要求量(BOD)*の値が高くなることもあり、今後も継続した調査が必要です。

【海域】

新居浜市近海の海域では環境基準による類型指定があり、愛媛県により水質調査が実施されています。平成23年度は、一部の地域において生活環境の保全に関する環境基準が未達成となっています。

新居浜市近海の環境基準(化学的酸素要求量(COD)*)の達成状況

(年度)

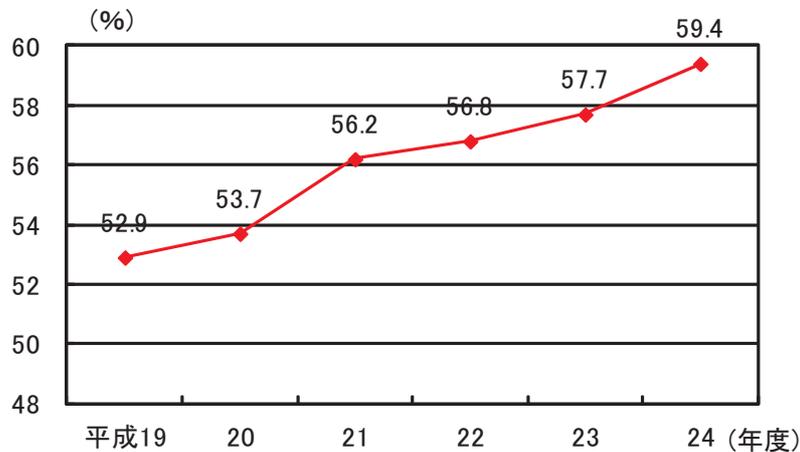
類型指定水域名	類型指定	環境基準 評価地点数	平成19	20	21	22	23
新居浜海域(丙)	A	6	○	○	○	○	×
沢津漁港	B	1	○	○	○	○	○
新居浜海域(乙)	B	3	○	○	○	○	○
新居浜港航路泊地	C	1	○	○	○	○	○
新居浜海域(甲)	C	1	○	○	○	○	○

- ：適合
- ×

出典：愛媛県環境白書

都市環境【排水処理】

平成 24 年度末現在の公共下水道の処理面積は、1,884ha、処理区域内人口 73,848 人で、下水道普及率は 59.4%となっています。現在下水処理場は、全体計画 8 池のうち 5 池まで完成しており、処理能力は 51,400m³/日となっています。



公共下水道普及率の推移

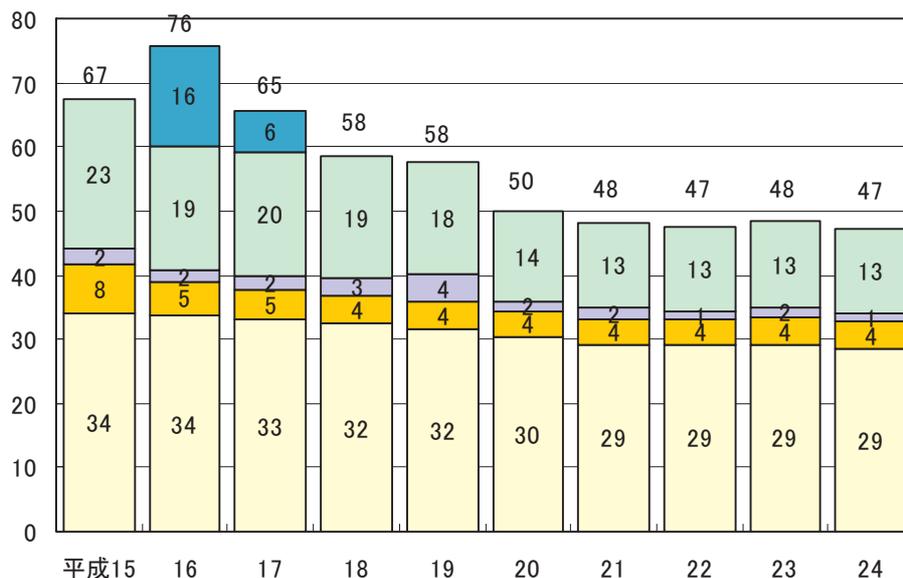
資源循環【廃棄物】

【ごみ処理量】

ごみ処理量の推移は減少傾向にあり、平成 20 年度は事業系ごみの料金改定により、事業系ごみが減少しました。平成 18 年度、平成 21 年度には分別収集区分の見直しを行っています。

□ 家庭ごみ(収集) □ 家庭ごみ(持込) □ 公共施設等 □ 事業所 □ 台風災害ごみ

ごみ処理量(千t)

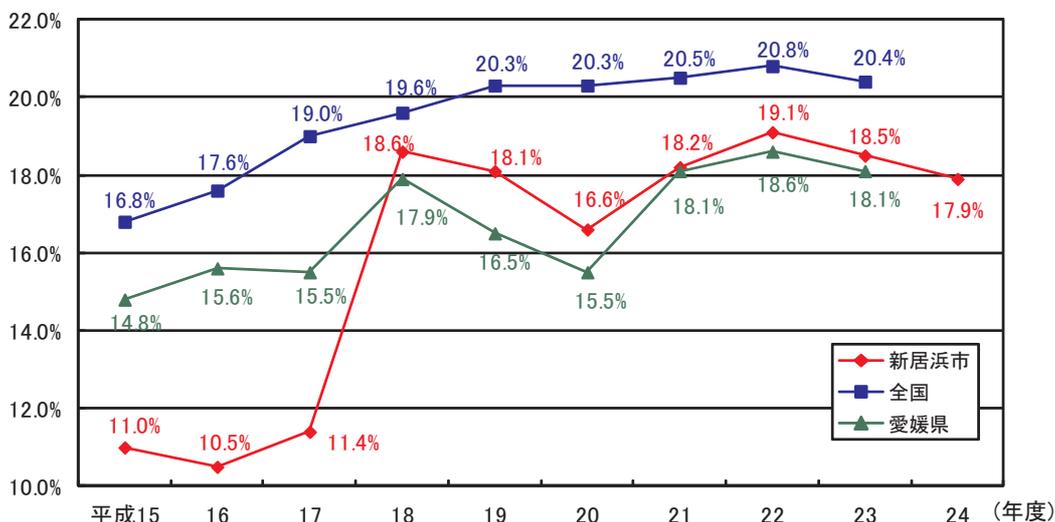


出典：にはまの環境報告書 平成 24 年度年次報告書

ごみ処理量の推移

【リサイクル率】

新居浜市、全国、愛媛県のリサイクル率の推移は以下のとおりです。平成17年度までのリサイクル率は11%前後でしたが、平成18年度は9種分別の実施によるリサイクル*の推進とごみ排出量の減少により18.6%と上昇しました。

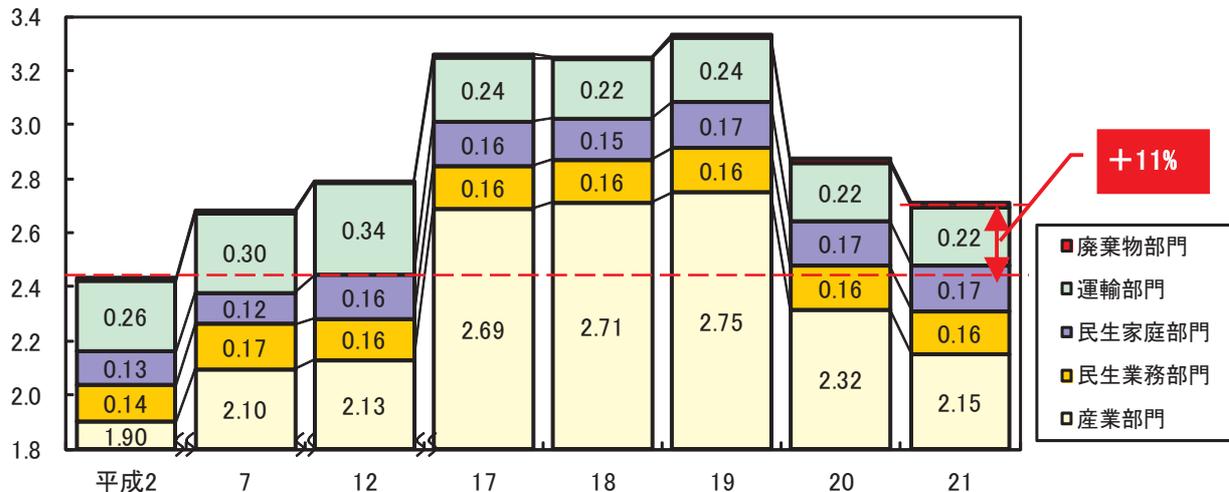


出典：にいはまの環境報告書 平成24年度年次報告書
リサイクル率の推移

地球環境【二酸化炭素排出量】

二酸化炭素排出量の推移をみると、家庭部門や業務部門で増加しており、平成2年度に比べて全体では約11%増加しています。

二酸化炭素
排出量(百万t-CO₂)



出典：新居浜市地球温暖化対策地域計画

二酸化炭素排出量の推移

環境の課題

生活環境

■ 生活排水対策を中心とした河川の水質改善

河川の水質改善については、公共下水道の整備、合併処理浄化槽*の設置普及を推進する必要がありますが、良好な水質を維持するためには、市民が主体となった継続的な取組が不可欠であり、各家庭において生活排水対策を進めていくことが重要です。

■ 愛媛県や近隣市町との連携による大気汚染物質の排出抑制の推進

光化学スモッグは、工場や事業場、自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素などが、太陽光線の照射を受けることにより化学反応を起こし、光化学オキシダントがスモッグ状になることが原因ですが、濃度や気象状況によって発生量が左右されるため予測が困難な上に、大陸方面からの移流の可能性も指摘されています。

そのため、工場・事業場の稼働、自動車利用等における大気汚染物質の排出抑制を促すとともに、愛媛県や近隣市町との連携による効果的な対策の検討や監視の充実が重要となっています。

自然環境

■ 里地里山の保全、林地・農地の保全

新居浜市における里地里山*として、水田や水路などの農地、ため池、林地などが挙げられますが、これらの地域に人の手が入らなくなっているため、里地里山における生物多様性の損失が懸念されます。

■ 多様な生物の生息域の確保

自然環境は、野生生物の生息・生育環境としての役割を果たすだけでなく、私たちの生活に潤いとやすらぎをもたらすなど、人間の営みにおいても欠かすことのできない役割を担っており、優れた自然環境を次世代へと守り伝えていくことは現代を生きる私たちの使命といえます。

都市環境

■ 歩道・自転車道・自動車道の整備

新居浜市では、都市計画道路の整備率は約5割に留まり、歩道・自転車道についても整備が十分とは言えない状況にあります。平成24年の市民アンケートでは、環境の現状の満足度で、66.7%の市民が「歩道・自転車道の整備状況」について「やや不満である」「不満である」と答えています。

今後は、駅前のシンボルロードに代表されるような、歩行者・自転車・自動車が共存する道路整備を進める必要があります。

資源循環

■ 市民や事業者が主体となったごみ削減・リサイクルの推進

新居浜市の一人一日当たりのごみ排出量は、平成16年度以降減少傾向にあります。全国や県の平均に比べるとまだまだ多い状況にあります。リサイクル率についても、県の平均は上回るもの

の、全国平均は下回り、ごみ削減・リサイクルが十分に進められているとは言いがたい状況です。

市民や事業者が主体的に自らのごみ排出について責任をもち、3Rに取り組みながら、自らの生活スタイルや事業活動を見直すことが必要となっており、そのためには、市民一人ひとりがごみを作らない、出さないという意識を念頭に置き、資源を無駄にしない暮らしを心がけることが重要です。

家庭から出される焼却ごみの4割は生ごみであることから、ダンボールコンポストを使った生ごみの堆肥化や、バイオマスのエネルギー利用などの取組を今後も進めていくことが必要です。

地球環境

■ 市、市民、事業者が連携した省エネルギー活動

平成25年3月に策定した「新居浜市地球温暖化対策地域計画」に基づき「新居浜市高温化対策地域協議会」などで市、市民、事業者の行動指針を明確にし、各主体が連携して省エネルギーに取り組むことのできる環境づくりが求められており、自転車マイレージ事業や環境家計簿をより多くの市民に広めていくことが重要です。

■ 積極的な再生可能エネルギーの導入

平成23年に実施した「市民及び事業者等の環境意識調査」では、太陽光発電*の設置率は5%と低く、市民レベルにおける再生可能エネルギー*の導入は進んでいるとは言えません。そのため、太陽光、太陽熱、バイオマス*、小水力発電*などの新居浜市で利用可能な再生可能エネルギーについて把握し、「新居浜市地球温暖化対策地域計画」に基づいて公共施設を中心とした導入を進めるとともに、市民や事業者の導入に向けた課題を把握した上で支援等を検討することが必要です。

環境教育学習・環境保全活動

■ 広く市民に環境意識を浸透させる仕組の検討

環境教育や環境学習、そして、環境保全活動への参加は、比較的環境意識の高い限られた人たちの参加に留まりやすいことから、環境情報センターを設置し、地域の自治会や学校等と連携しながら、幅広い人たちに環境意識を浸透させる仕組を検討することが重要となっています。

防災

■ 災害時のエネルギー源の確保

平成23年3月の東日本大震災以降、災害時にも対応できるよう多様なエネルギー源を確保しておくことの重要性が再認識され、全国的に防災拠点整備が進んでいます。

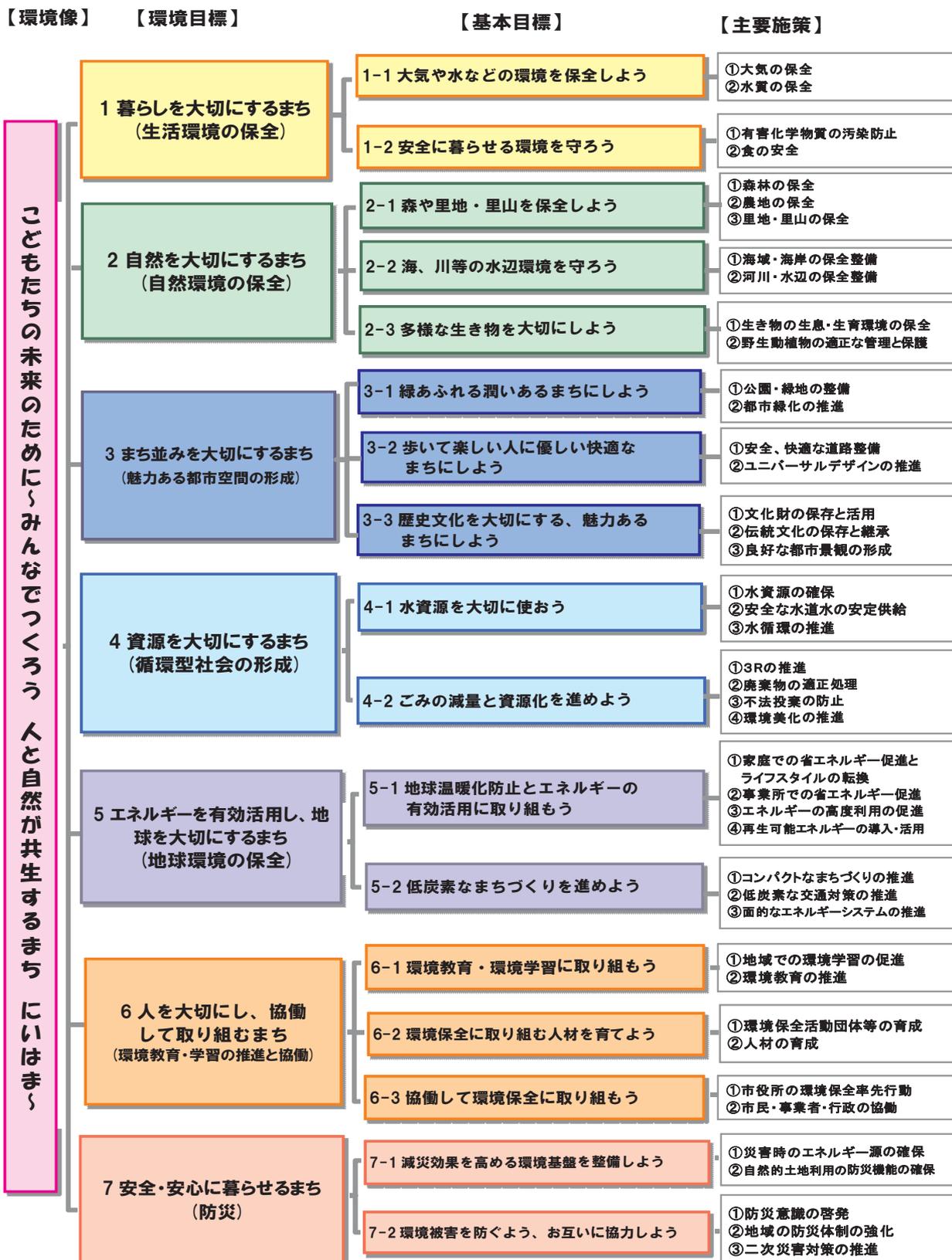
新居浜市においても、公共施設や道の駅などの防災拠点への太陽光発電、蓄電池、移動式急速充電設備やLPガスボンベ、ガスタービン等の多様な非常用電源施設の整備が急務となっています。

■ 防災意識

平成24年に行った市民、事業者アンケートでは、市民、事業者ともに、環境の将来の状態に関する設問において、「安全・安心に暮らせるまち」であるために重要な項目として、「防災意識」が最も重要視されています。

市民一人ひとりが、高い防災意識を持ち、災害時には助け合って行動できるまちにするために、より一層市民相互の協力や救援が実施できる体制を構築することが重要です。

施策の体系



環境目標1 暮らしを大切にすまち(生活環境の保全)

基本目標1-1 大気や水などの環境を保全しよう

主要施策 ①大気の保全 ②水質の保全

- ①国外からの越境大気汚染が深刻化していることから、大気汚染の常時監視を行うとともに、関係団体との連携により、適切に対応できる体制をめざします。
一般家庭からの騒音・悪臭などの苦情が増加傾向となっており、住民一人ひとりの地域生活におけるモラルやマナー向上に向けた意識啓発を実行します。
- ②水質環境の保全に向けて、公共下水道や合併処理浄化槽*の整備を進めていくとともに、水環境にやさしい市民生活や事業活動への転換に向けた意識啓発・指導を実行します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・大気の監視データに関心を持ちます ・近隣騒音に配慮します ・エコドライブを心がけます ・遅滞なく公共下水道へ接続します ・浄化槽を適正に管理します ・洗剤の使用を適量にします 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場等のばい煙の適正処理を徹底します ・低振動・低騒音型の機器の導入を進めます ・悪臭の発生防止に努めます ・排水処理対策に努めます ・汚水を地下に浸透させないようにします ・減農薬など農薬の適正使用に努めます

基本目標1-2 安全に暮らせる環境を守ろう

主要施策 ①有害化学物質の汚染防止 ②食の安全

- ①県との連携のもと、ダイオキシン類*対策の周知・啓発の実施や、工場・事業場等を中心に有害化学物質の汚染防止対策を実行します。
- ②食の安全に関して、産地や農薬、添加物等の情報など適切な情報提供を行うとともに、学校給食を中心に地域の食材は地域で消費する地産地消をめざします。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質やダイオキシン類について理解を深めます ・地元産食材を積極的に消費します ・食育*の意義や必要性を理解します 	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質の自主管理を徹底します ・土壌汚染状況の把握に努めます ・地産地消を推進する事業活動を実施します

環境目標2 自然を大切にすまち(自然環境の保全)

基本目標2-1 森や里地里山を保全しよう

主要施策 ①森林の保全 ②農地の保全 ③里地里山の保全

- ①森林資源が有する水源涵養等の貴重な公益的機能が発揮できるよう、森林資源の利活用や適切な保全管理を実行します。
- ②農業基盤の整備や新たな付加価値の創出等、農業振興と併せた農地の保全に取り組むとともに、耕作放棄地の森林化・原野化を防止します。
- ③山林・農地所有者と連携して、里地里山の保全管理を実行します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり活動に参加します ・間伐材を積極的に利用します ・自然農園など農作業体験に参加します ・里地里山保全の地域活動に参加します 	<ul style="list-style-type: none"> ・森林づくり活動に取り組みます ・農薬や化学肥料は適正に使用します ・遊休農地には景観形成作物を植えます ・利用権の設定など農地利用の流動化を図ります

基本目標 2-2 海、川等の水辺環境を守ろう

主要施策 ①海域・海岸の保全整備 ②河川・水辺の保全整備

- ①海域において快適な水辺空間の保全と整備を図るとともに、干潟や藻場*など、自浄能力を活用した水質改善方策を実行します。
- ②人々が気軽に水辺の生物や水のある風景に親しむことのできる河川、水辺環境の整備・保全を実行します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・利用マナーを守り、保全・再生活動に参加します ・日常生活の中で水を汚さない工夫をします 	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の水辺環境の保全や復元に協力します ・漁場環境保全のため廃棄物の回収に協力します ・親水空間の整備や景観づくりに協力します

基本目標 2-3 多様な生き物を大切にしよう

主要施策 ①生き物の生息・生育環境の保全 ②野生動植物の適正な管理と保護

- ①野生動植物の生育・生息環境の一体的な保全・保護をめざすとともに、貴重な動植物等の調査や保護を実行します。
- ②動植物の生態系保全に向け、市民の意識啓発や自然保護活動を支援するとともに、野生動物による農作物の被害の調査と防止を実行します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・動植物の生息・生育環境の保全活動に参加、協力します ・貴重な動植物を把握し、生息環境の保護に協力します ・外来種*を把握し駆除などに協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ・生物の生息・生育環境に配慮して事業活動を行います ・農地の巡視、柵の設置などにより、野生鳥獣による被害防止に努めます ・必要に応じ、生態系に配慮した環境影響評価を実施します

基本目標 3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう

主要施策 ①公園・緑地の整備 ②都市緑化の推進

- ①大規模運動公園などの公園整備を計画的に進めるとともに、大島、丘陵地などの良好な緑の保全をめざします。
- ②公園、緑地など公共施設の緑化に率先して取り組むとともに、市民や事業者と連携して、大型施設や民間建築物の緑化を促進します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・公園などの維持管理に参加、協力します ・計画策定に参画するなど、身近な公園づくりに協力し、地域の緑化を進めます ・身近な住宅や地域の緑化を進めます 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園などの維持管理に積極的に参加、協力します ・建物や敷地の緑化を進めます ・自然環境学習の場を提供します

基本目標 3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう

主要施策 ①安全、快適な道路整備 ②ユニバーサルデザインの推進

- ①幹線道路を中心に、車道、歩道、自転車道など歩車分離の推進に取り組み、誰もが安心して安全に利用できる道路空間の整備をめざします。
- ②誰もが一人で不安なく利用できるよう、公共施設や公共交通機関等を中心にユニバーサルデザイン*の導入を推進します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・まち中では、できるだけ徒歩や自転車で移動します ・駐車、駐輪のルールを守ります ・ユニバーサルデザイン化に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩道には通行の妨げになるものは置きません ・施設、設備のユニバーサルデザイン化を進めます

基本目標 3-3 歴史文化を大切に作る、魅力あるまちにしよう

主要施策 ①文化財の保存と活用 ②伝統文化の保存と継承 ③良好な都市景観の保全

- ①地域の歴史を語る郷土資料や指定文化財、産業遺産等について把握し、適切に保存・活用されているまちをめざします。
- ②長年にわたり受け継がれてきた地域の伝統文化を次世代へ継承するとともに、市民が芸術・文化を通して心豊かな体験を得られる活動の支援を実行します。
- ③新居浜市の特徴的な自然景観について、山林・農地等の所有者と連携を図りながら保全するとともに、市街地の良好な景観の保全に向けた規制・誘導を行います。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財や文化遺産について理解を深め、保全や活用に協力します ・郷土の気候風土と暮らしから育まれた民俗文化を大切に保存し、次世代へ継承します ・私的な空間でも、まち並みとの調和を図り景観形成に協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財を活用しながら保存する、文化財登録制度の利用を検討します ・屋外広告物はルールを守り設置します ・良好な景観を形成するまちづくりに協力します

環境目標 4 資源を大切に作るまち(循環型社会の形成)

基本目標 4-1 水資源を大切に使う

主要施策 ①水資源の確保 ②安全な水道水の安定供給 ③水循環の推進

- ①上水道の貴重な水源である地下水や、予備の水源となる井戸、湧水、ため池等を保全します。
- ②災害時においても安定した水道供給が行えるよう、市内の水道施設の衛生管理や耐震化等に向けた総合的・計画的な水道事業をめざします。
- ③水資源は限りあるものと認識し、山林、農地を保全して地下水の涵養機能を強化し、公共下水道や浄化槽による処理水を有効活用するなど、健全な水循環を構築します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・地下水の保全に協力します ・節水型製品を使用します ・利用者アンケートなどへの回答により、水道事業の推進に協力します ・風呂の残り湯を有効利用します 	<ul style="list-style-type: none"> ・節水型設備の導入に取り組みます ・安全な水道水の安定供給に、技術力やノウハウを活かして協力します ・循環型プラントの導入を検討します

基本目標 4-2 ごみの減量と資源化を進めよう

主要施策 ①3Rの促進 ②廃棄物の適正処理 ③不法投棄の防止 ④環境美化の促進

- ①市民や事業者等との連携により、Reduce（ごみを出さない）、Reuse（繰り返し利用する）、Recycle（資源化する）の3Rによりごみを出さない暮らしをめざします。
- ②計画的な廃棄物処理事業を進めるため、最終処分場*の定期的なモニタリングや廃棄物処理施設の計画的な維持管理をめざします。
- ③不法投棄は犯罪であるとの認識のもと、不法投棄多発か所においてパトロールの強化やカメラの設置を進めるとともに、排出事業者及び処理事業者に対する監視・指導を実行します。
- ④環境美化に向けた市民への意識啓発を行うとともに、地域で美化活動に取り組む環境美化推進体制をめざします。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・職場や学校などでもごみを発生させないライフスタイルに転換します ・買い物にはマイバッグを持参します ・資源ごみの分別回収に協力します ・リユースショップなどを積極的に利用します ・ごみ出しのルールを守ります ・廃棄物の不法投棄はしません ・環境美化活動などに参加、協力します 	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の減量化、資源化、適正管理に努めます ・再使用、リサイクルに配慮した製品の開発に努めます ・使用済み天ぷら油の回収に協力します ・法令を遵守し、自らの責任で廃棄物を適正処理します ・廃棄物の最終処分までの処理過程を把握します ・地域の環境美化活動などに参加、協力します

環境目標 5 エネルギーを有効活用し、地球を大切にすまち(地球環境の保全)

基本目標 5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう

主要施策 ①家庭での省エネルギー促進とライフスタイルの転換 ②事業所での省エネルギー促進 ③エネルギーの高度利用の促進 ④再生可能エネルギーの導入・活用

- ①②省エネルギーに向けた意識啓発や情報発信等を行い、市民や事業者の、家庭や事業所における省エネルギーを意識した生活・事業活動への支援を実行します。
- ③次世代自動車*の導入や天然ガスコージェネレーション*の導入など、エネルギーの高度利用を進めるための施策を検討します。
- ④太陽光発電等の導入促進に向けた支援を行うとともに、地域特性を生かした再生可能エネルギーの利活用や再生可能エネルギービジネスに向けた事業化を支援します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー消費の「見える化」に取り組みます ・新居浜版環境家計簿*に取り組みます ・いはいまグリーンショップ・オフィス*認定店舗を積極的に利用します ・エコドライブの実践や次世代自動車の導入に努めます ・太陽光発電システム、太陽熱温水器の導入を検討します 	<ul style="list-style-type: none"> ・省資源・省エネルギー型製品の提供に努めます ・省エネルギー診断を利用します ・エネルギー消費の「見える化」に取り組みます ・燃料電池*や天然ガスコージェネレーションの導入に努めます ・バイオマスエネルギーや小水力発電などの導入を検討します

基本目標5-2 低炭素なまちづくりを進めよう

主要施策 ①コンパクトなまちづくりの推進 ② 低炭素な交通対策の推進
③面的なエネルギーシステムの推進

- ①中心市街地や市内の拠点となる地域において、日常生活に必要な都市機能が集積するエネルギー効率の高いコンパクトなまちづくりをめざします。
- ②デマンドタクシー*やコミュニティバスの導入により、公共交通機関の空白地域に住む住民の利便性を向上させ、自動車利用から公共交通への利用転換を促進します。
- ③中心市街地や工業地帯などのエネルギー消費の大きい地域において、未利用エネルギーの活用など、面的なエネルギーシステム構築によるエネルギーの消費削減をめざします。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちで環境負荷の少ないライフスタイルを実践します ・公共交通機関や自転車の利用を増やします 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンパクトなまちで環境負荷の少ない事業活動を実践します ・ノーマイカー通勤デー*への参加など、公共交通機関や自転車の利用を促します ・エネルギーを効率的に利用するスマートコミュニティ*の推進に協力します

環境目標6 人を大切に、協働して取り組むまち(環境教育・学習の推進と協働)

基本目標6-1 環境教育・環境学習に取り組もう

主要施策 ①地域での環境学習の促進 ②環境教育の推進

- ①地域の環境は地域で守るとの考えのもと、地域が主体となった環境学習の場や機会の創出をめざします。
- ②環境問題について、学びたい人誰もが学ぶことができるよう、学校における環境教育や生涯を通じた環境教育を行います。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会など地域ぐるみで環境学習に取り組めます ・家庭内で環境について話し合う機会を増やします 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境イベントの開催や環境情報の提供を行います ・事業所内で環境教育・学習活動を進めます

基本目標6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう

主要施策 ①環境保全活動団体等の育成 ②人材の育成

- ①既存の環境保全活動団体との連携を強化し、より活発な活動へと繋がるよう支援します。
- ②環境リーダー、環境ボランティアなど、環境保全活動に主体的にかかわる人材の発掘や育成を行います。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・森林や河川・海岸など、身近な環境問題に関心を持ち、主体的に保全活動を行います ・環境リーダー養成講座や環境セミナーへ積極的に参加します 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動への従業員の参加を奨励します ・環境リーダー養成講座や環境セミナーへの人材の派遣や情報提供に協力します

基本目標 6-3 協働して環境保全に取り組もう

主要施策 ①市役所の環境保全率先行動 ②市民・事業者・行政の協働

- ①公共施設における再生可能エネルギーの積極的な導入、環境負荷の小さい事務事業活動をめざします。
- ②各主体の環境保全に向けた主体的な活動の支援や環境保全に関する情報提供を行うとともに、各主体間のネットワークの形成をめざします。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連の事業や計画に参加、協力します ・環境活動団体などとの交流や連携を深めます 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境関連の事業や計画に参加、協力します ・企業の社会的責任（CSR）*の意識を高め、環境活動団体などとの交流や連携を深めます ・環境情報を収集し、従業員に提供します

環境目標 7 安全・安心に暮らせるまち(防災)

基本目標 7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう

主要施策 ①災害時のエネルギー源の確保 ②自然的土地利用の防災機能の確保

- ①防災拠点における多様な非常用電源の整備や、災害時における事業者とのエネルギー融通等の協定を進めるとともに、一定規模の建物や街区等においても自立型電源の分散導入を進め、災害時のエネルギー源の確保をめざします。
- ②公園、緑地、ため池の整備や森林、農地の保全などの、都市環境の整備や自然環境の保全を目的とした施策と連携しながら、災害時の避難地としての機能を有する公園、緑地、農地、また、災害を防止するため、ため池や保安林の整備を行います。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、太陽熱温水器、蓄電池の導入を検討します ・身近な公園、緑地などの避難地を把握し、災害時にすぐに行動できるようにします 	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム、蓄電池の導入に努めます ・多様な非常用電源設備の確保に努めます ・保安林などを維持し、森林の防災機能を損なわないよう留意します

基本目標 7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう

主要施策 ①防災意識の啓発 ②地域の防災体制の強化 ③二次災害対策の推進

- ①市民や事業者に対して、最新の被害予測に関する情報を適切に提供し、災害発生時の迅速な避難行動を促すよう意識啓発を行います。
- ②災害発生時において迅速に避難行動が行えるよう、県や周辺自治体、防災関係機関、事業者や自主防災組織等による広域的な連携体制を整備し、日常的な連携が可能な体制をめざします。
- ③災害発生時に二次災害が生じないように、環境被害等を及ぼす可能性のある有害化学物質等の管理について指導します。

市民の主な取組	事業者の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・防災について話し合う機会を増やします ・避難訓練に参加、協力します ・役割分担を定め、災害に備えます ・自主防災組織を編成し、組織の核となる人材を育成します ・災害発生時の危険地域の被害想定などの情報把握に努めます 	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の防災意識を高め、防災対策を確立します ・避難訓練を実施します ・役割分担を定め、災害に備えます ・災害発生時の危険地域の被害想定を把握し、情報提供します

成果指標一覧

基本目標	成果指標	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
基本目標 1-1 大気や水などの環境を保全しよう	大気監視率	98.8%	100%	100%
	公共下水道人口普及率	59.4%	66.9%	73.0%
	合併処理浄化槽の補助基数	1,843 基	2,194 基	2,494 基
	地下水の環境基準達成率	100%	100%	100%
	海域の環境基準達成率 (COD)	100%	100%	100%
基本目標 1-2 安全に暮らせる環境を守ろう	ダイオキシン類の環境基準 (大気・水質・土壌)	達成	達成	達成
	学校給食における野菜、米の新居浜産使用率	野菜 12% 米 45%	野菜 35% 米 60%	野菜 40% 米 70%
基本目標 2-1 森や里地里山を保全しよう	耕作放棄地面積	104.8ha (平成 25 年度)	104.2ha	103.7ha
基本目標 2-2 海、川等の水辺環境を守ろう	マリンパーク新居浜年間利用者数	137,000 人	137,600 人	138,100 人
基本目標 2-3 多様な生き物を大切にしよう	貴重な動植物リストの作成	0 分類	2 分類	4 分類
基本目標 3-1 緑あふれる潤いあるまちにしよう	都市公園面積 (市民一人当たり)	10.93 m ²	11.51 m ²	11.54 m ²
基本目標 3-2 歩いて楽しい、人に優しい快適なまちにしよう	バリアフリー*歩道整備率	51%	72%	81%
	トイレ改修整備完了公民館数	15 館	18 館	18 館
	低床式車両 (バリアフリー対応) の導入率	25%	30%	30%
基本目標 3-3 歴史文化を大切にする、魅力あるまちにしよう	郷土資料の保管冊数	9,681 冊	10,750 冊	11,500 冊
基本目標 4-1 水資源を大切に使う	上水道有収率*	92.8%	94.3%	95.0%
基本目標 4-2 ごみの減量と資源化を進めよう	ごみ排出量 (一人一日当たり)	1,033g	882g	844g
	リサイクル率	17.9%	26.1%	29.5%
	市民一斉清掃参加者数	16,289 人	19,000 人	20,000 人
	公共施設愛護事業の登録件数	96 件	102 件	112 件

基本目標	成果指標	現況値 (平成 24 年度)	中間目標値 (平成 30 年度)	目標値 (平成 35 年度)
基本目標 5-1 地球温暖化防止とエネルギーの有効活用に取り組もう	環境家計簿の取組世帯数	376 世帯	790 世帯	1,070 世帯
	自転車マイレージ参加者数	112 人	242 人	345 人
	高効率モーター型送水ポンプの台数	5 台	10 台	14 台
	大規模改修による小・中学校の省エネ・環境共生化実施校数	小学校 3 校 中学校 2 校	小学校 5 校 中学校 2 校	小学校 12 校 中学校 9 校
	防犯灯の LED 導入か所数	371 か所	9,100 か所	9,300 か所
	にいはまグリーンショップ・オフィス認定登録数	36 事業所	51 事業所	61 事業所
	太陽光発電システム設置件数	1,901 件	3,900 件	5,400 件
	新製品開発事業補助件数	0 件	4 件	5 件
基本目標 5-2 低炭素なまちづくりを進めよう	公共交通（バス・デマンドタクシー）路線エリアの維持・確保数	15 路線・エリア	14 路線・エリア	14 路線・エリア
	公共交通（バス）の利用者数	37 万人	57 万人	57 万人
基本目標 6-1 環境教育・環境学習に取り組もう	公民館における環境学習コース数	15 コース	16 コース	18 コース
	スクールエコ認定校数	6 校	25 校	28 校
基本目標 6-2 環境保全に取り組む人材を育てよう	地球高温化対策地域協議会登録団体数	277 団体 (平成 25 年度)	292 団体	307 団体
基本目標 6-3 公的施設における太陽光協働して環境保全に取り組もう	公的施設における太陽光発電設置数	29 件	45 件	56 件
	低公害自動車の保有台数	54 台	78 台	79 台
	電動バイクの保有台数	0 台	0 台	6 台
	市の事務事業における温室効果ガス総排出量		平成 25 年度比 5%減	平成 25 年度比 10%減
基本目標 7-1 減災効果を高める環境基盤を整備しよう	避難場所への発電機の配備	21 か所	66 か所	66 か所
基本目標 7-2 環境被害を防ぐよう、お互いに協力しよう	自主防災訓練・総合防災訓練参加者数	3,273 人 (平成 23 年度)	4,500 人	5,000 人

リーディングプロジェクト

リーディングプロジェクトとは

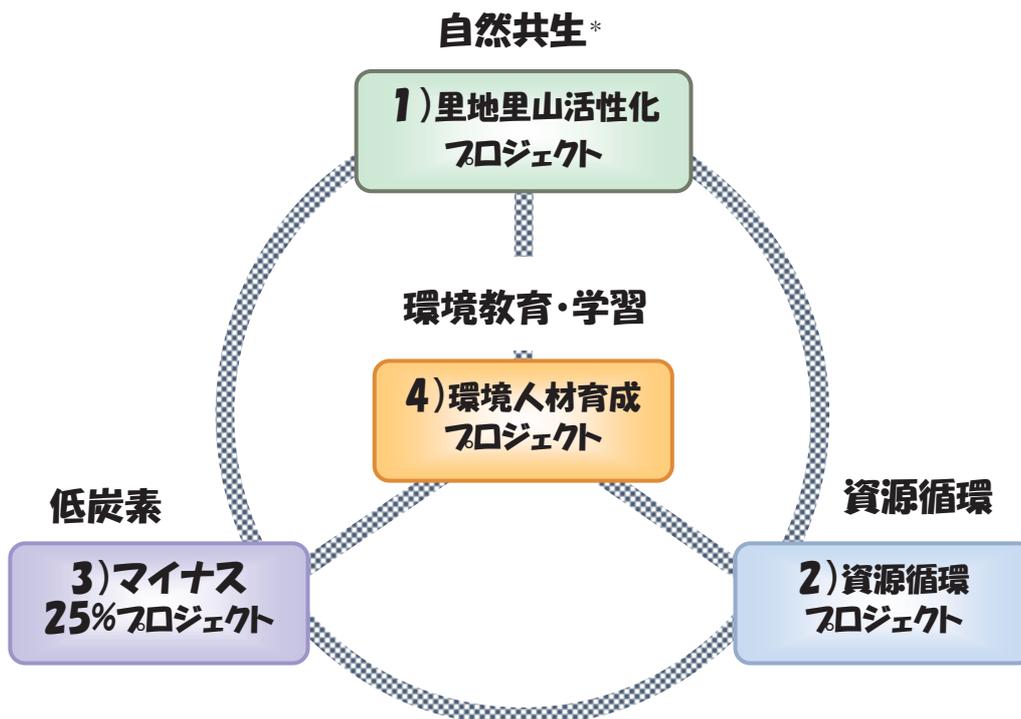
- テーマ性と実施の効果、新居浜市の取組としてアピール性があるもの
- 市民、事業者、行政等の多様な主体の協働が必要なもの
- 施策が各分野にまたがり複合的で、かつハードとソフトの施策の連携が必要なもの
- 環境部が他部局と連携しながら、責任をもって主導、遂行する必要があるもの

新居浜市では、次の4つのリーディングプロジェクトを推進します。

- 1) 里地里山活性化プロジェクト
- 2) 資源循環プロジェクト
- 3) マイナス 25%プロジェクト
- 4) 環境人材育成プロジェクト

めざす環境像

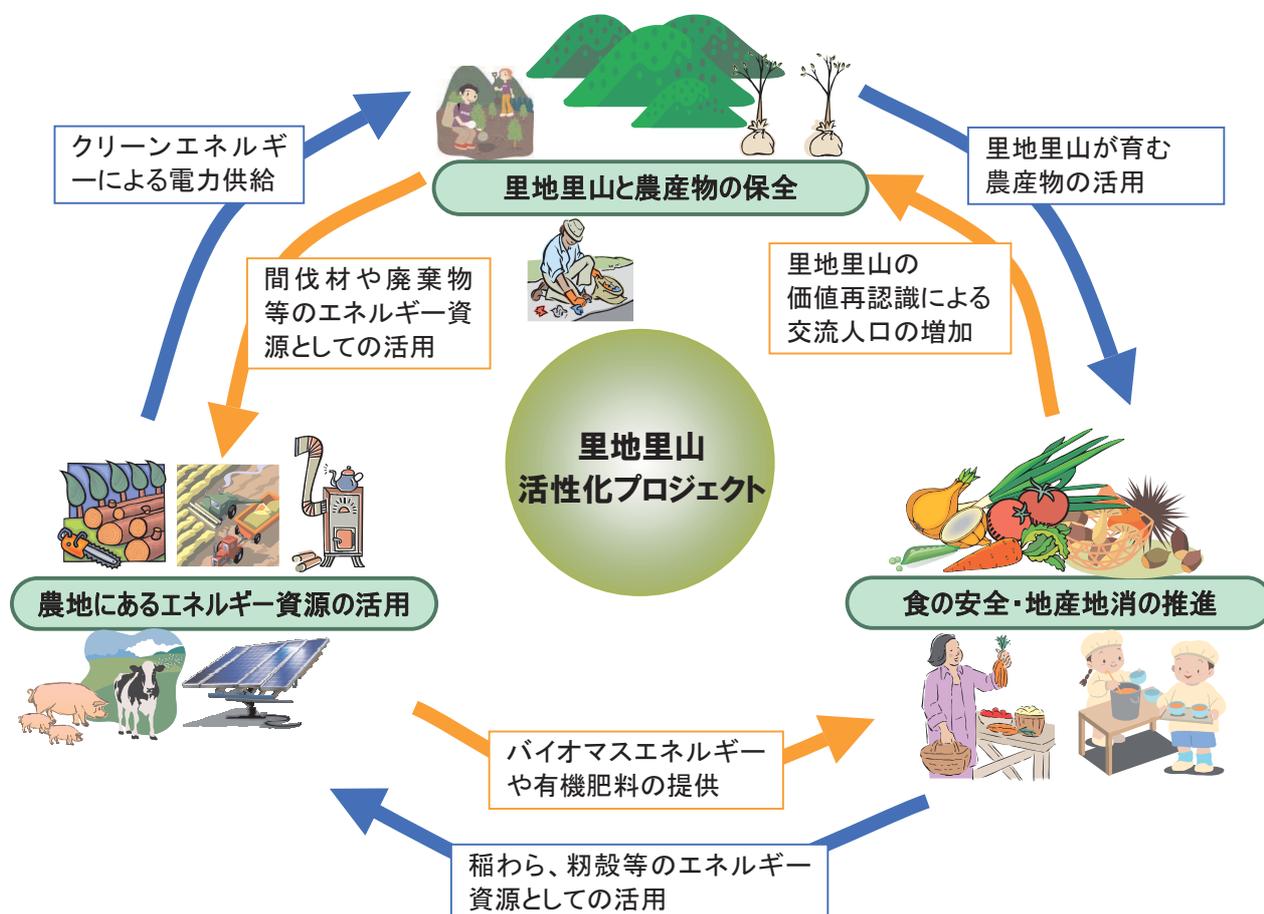
子どもたちの未来のために
～みんなでつくろう 人と自然が共生するまち にいはま～



<プロジェクト1> 里地里山活性化プロジェクト

里地や里山が果たしてきた機能と役割を理解し、貴重な自然環境を財産としてこれからも適切に維持していくため、里地里山だけでなく、市内で一体となり地域間の交流と連携を通して、地産地消やエネルギーの自給また資源循環により、里地里山の保全・活性化を実現することを目的としたプロジェクトです。

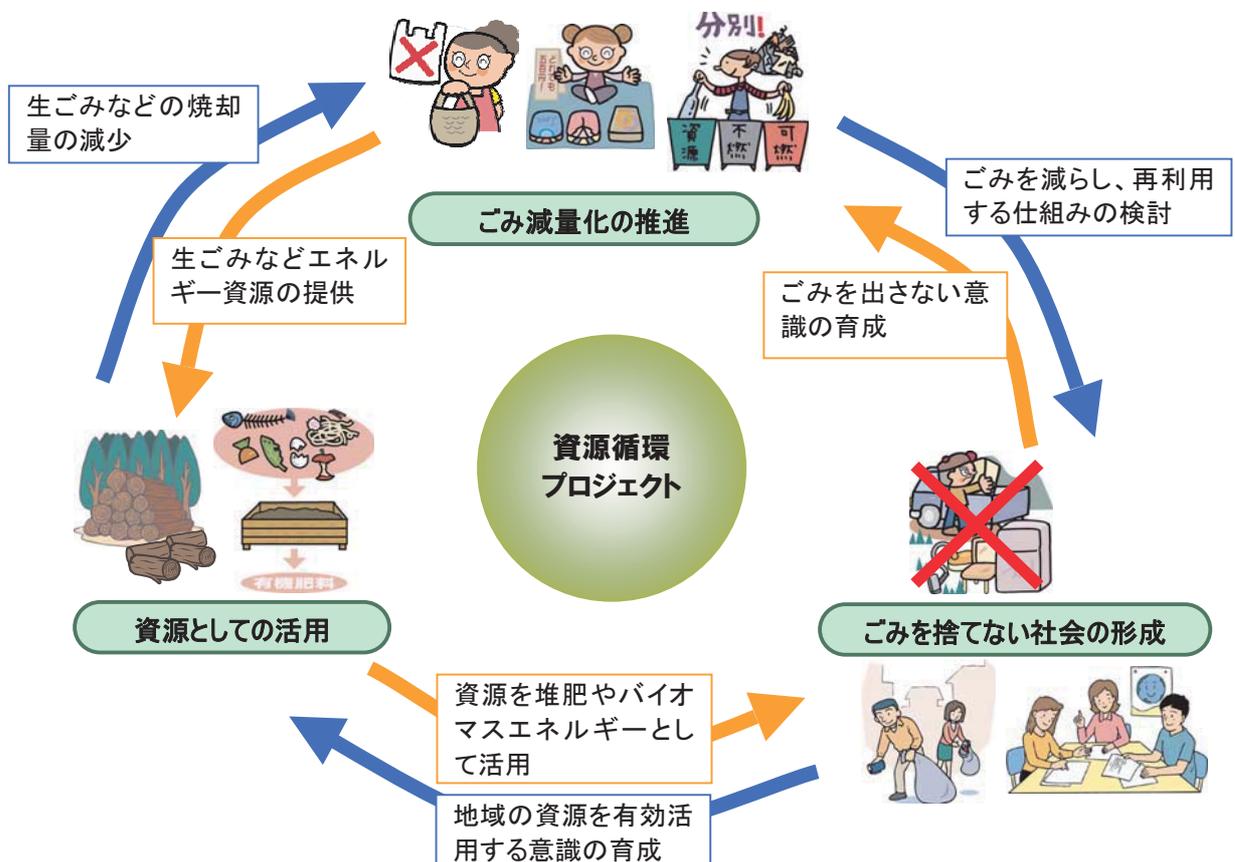
取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
里地里山と農産物の保全	多面的機能を有する森林や里地里山は、そこで暮らす住民だけでなく、都市部に暮らす住民など誰もがその恵みを楽しんでいることから、多様な人の連携のもと森林や里山の保管理を促進します。また貴重な動植物の調査を実施するとともに、鳥獣被害を防止します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎森林の保全と育成 ◎森林の防災機能の確保 ◎里地里山の保全・活用の促進 ◎貴重な動植物の調査及び保護 ◎野生鳥獣対策
食の安全・地産地消の推進	県と連携して残留農薬や放射性物質等のない安全な農産物の生産を推進するとともに、地域で生産したものは地域内で消費する「地産地消」を促進し、地域の関係機関等との連携のもと、学校給食等を中心に地産地消を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎食の安全性と危険性に関する周知・啓発 ◎地産地消の推進
農地にあるエネルギー資源の活用	農村や里山等において発生する間伐材や農作物の収穫しない部分（稲わら、籾殻など）、家畜の糞尿等のバイオマスのエネルギー利用、農業用水路を活用した小水力発電など、農地にある再生可能エネルギー資源の活用を検討します。	◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進



<プロジェクト2> 資源循環プロジェクト

「第五次新居浜市長期総合計画」において、「ごみの減量と3Rの推進」「地域環境美化活動の推進」「廃棄物処理施設の機能維持と長寿命化対策の推進」を柱としたごみ施策が掲げられるなど、ごみ対策は市の重要施策となっていることから、市民等がごみを出さない習慣を身に着けるとともに、ごみの有効活用を推進し、地域が一体となってごみの削減に向けて取り組むことを目的としたプロジェクトです。

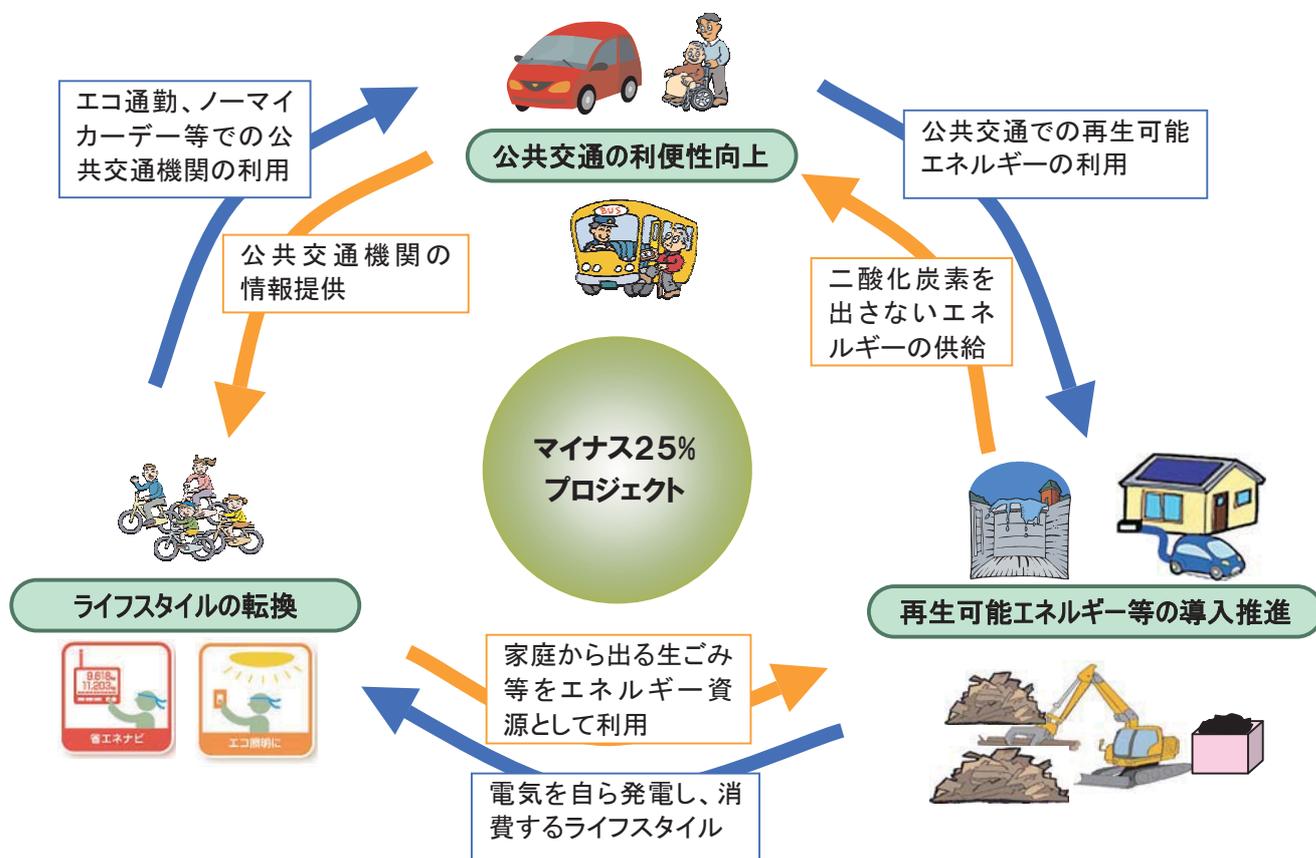
取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
ごみ減量化の推進	市民や事業者等との連携により、Reduce（ごみを出さない）、Reuse（繰り返し利用する）、Recycle（資源化する）の3R*によりごみの減量化に取り組めます。	<ul style="list-style-type: none"> ◎リデュース*（ごみの減量化・発生抑制）の促進 ◎リユース*（ごみの再利用）の促進 ◎リサイクル*（ごみの分別回収・再資源化）の促進
ごみを捨てない社会の形成	市民が環境問題について自ら考え行動できるように、子どもから大人まで誰もが参加しやすい環境学習の機会を設けるとともに、市民と連携した不法投棄の監視活動を支援し、ごみを捨てない社会を形成します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境学習の機会と場の充実 ◎不法投棄パトロールの強化
資源としての活用	家庭ごみにおける生ごみの堆肥化を推進するとともに、農村や里山等において発生する間伐材や農作物の収穫しない部分（稲わら、籾殻など）、家畜の糞尿等を活用したバイオマスエネルギー活用の推進など、資源としての利活用を推進します。	◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進



<プロジェクト3> マイナス25%プロジェクト

平成25年3月策定の「新居浜市地球温暖化対策地域計画」の推進と連携し、特に市域で排出される温室効果ガス*排出量の抑制に向けて、市、市民、事業者が協働で取り組むことを目的としたプロジェクトです。なお、プロジェクト名には、温室効果ガスの削減中期目標(2020年度)の数値である25%(2009年度比)を使用しました。

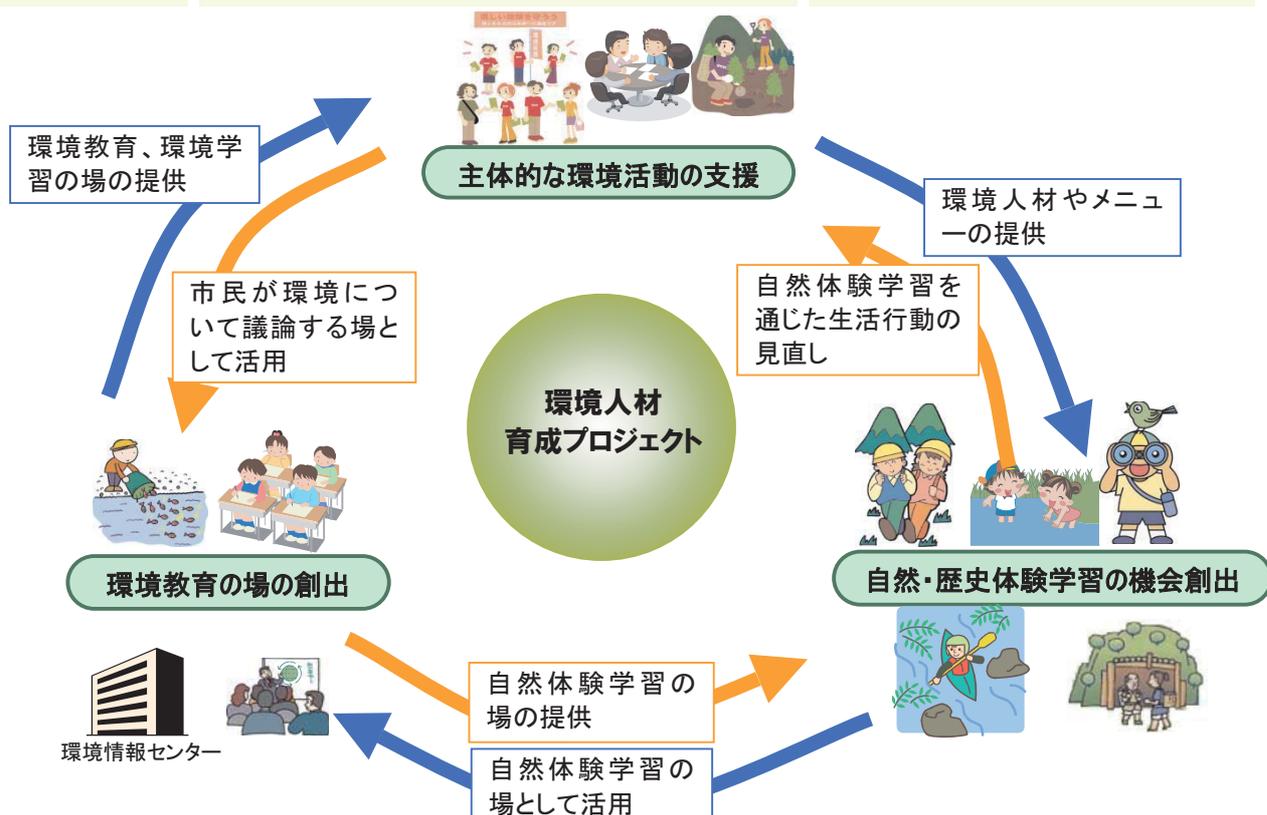
取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
ライフスタイルの転換	環境家計簿や自転車利用の促進、LED照明等の省エネルギー型設備の導入を通して、市民一人ひとりが温室効果ガス排出の現状を正しく把握し、“気づき”から“行動”へ結びつけ、継続的な取組の定着を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ◎新居浜版環境家計簿の普及 ◎自転車利用の促進 ◎人にやさしい自転車・歩行者空間の整備 ◎事業所での省エネルギー設備機器の導入促進
再生可能エネルギー等の導入促進	公共施設、事業所、家庭において、再生可能エネルギー（太陽光、太陽熱、バイオマス、小水力など）、燃料電池などの革新的なエネルギー高度利用技術を利用して、災害に強い自立分散・地産地消型エネルギーシステムを構築します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域特性を活かした再生可能エネルギーの利活用促進 ◎燃料電池・天然ガスコージェネレーションの普及促進
公共交通の利便性向上	誰もが自家用車に頼らず市内の拠点間を快適に移動できるよう、コミュニティ*バス・デマンドタクシーといった利便性の高い小型の公共交通の導入を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎公共交通機関の利用促進 ◎公共交通機関のユニバーサルデザインの導入促進



<プロジェクト4> 環境人材育成プロジェクト

効果的に環境の取組を推進するためには、市民一人ひとりの環境に対する意識を高めることが重要であることから、日常生活を通して環境問題に関心を持ち、ライフスタイルを見直し、自ら考え行動する環境人材を育成することを目的としたプロジェクトです。

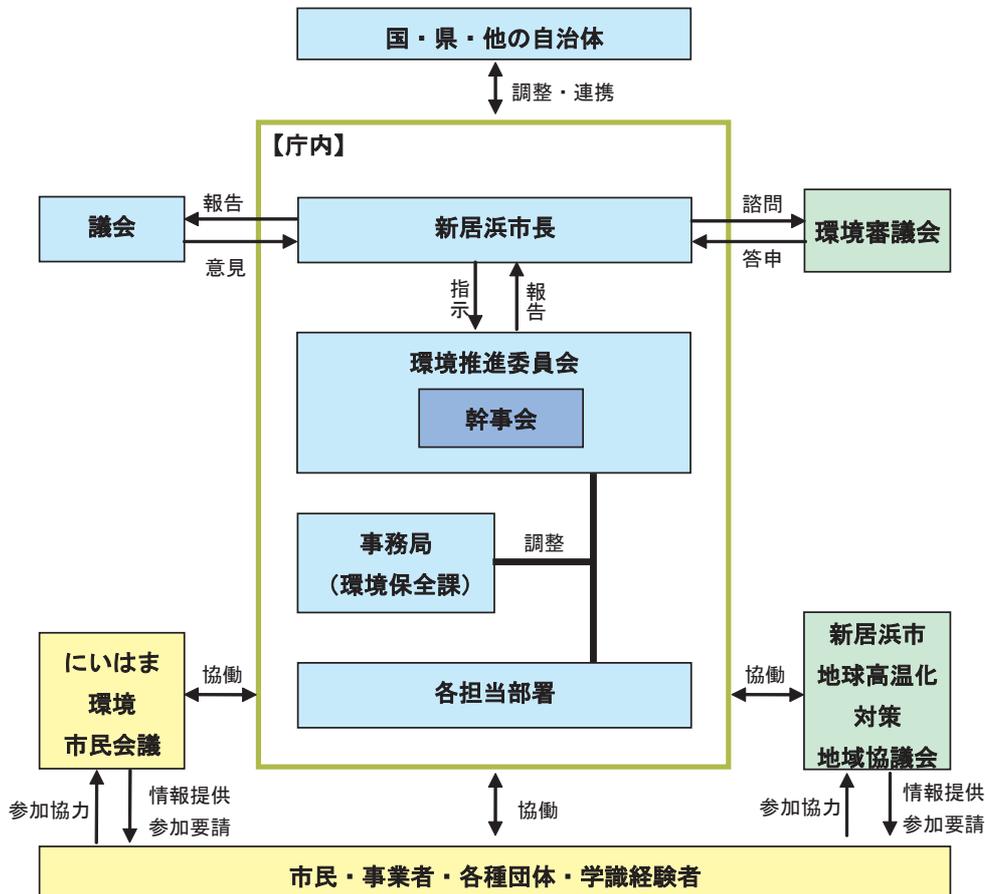
取組テーマ	取組概要	関連する主な取組
主体的な環境活動の支援	市民や環境活動団体等が、容易に環境問題や環境保全活動についての情報を得たり、各団体が効果的な活動に向けて情報交換等を行えるような拠点を整備するとともに、環境団体等のネットワーク化の支援や新居浜版環境家計簿の実施など、市民の主体的な環境活動を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎地域主体の環境学習の促進 ◎環境リーダー、環境ボランティアの人材育成 ◎各主体の自主的取組の支援 ◎新居浜版環境家計簿の普及
自然・歴史体験学習の機会創出	身近な自然環境を活用したエコツーリズムや、近代化産業遺産を活用したヘリテージツーリズム等の展開など、自然・産業遺産のすばらしさを体験できる場や機会を創出するとともに、子どもの頃から自然に親しみ、大人になっても生涯を通じて環境意識を高める機会を創出します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎環境保全活動団体の育成・支援 ◎生物多様性に配慮した保全対策の推進 ◎自然保護活動の周知・啓発
環境教育の場の創出	環境カウンセラー（国）、環境マイスター（愛媛県）などの資格保有者との連携により、学校や地域で誰もが気軽に環境学習等を受けられる機会を創出するとともに、「にいほま環境市民会議*」や「新居浜市地球高温化対策地域協議会*」などを活用し、市内外の環境団体等との交流を積極的に推進します。また、市民の学習、情報交換の拠点として環境情報センターを設置します。	<ul style="list-style-type: none"> ◎生涯を通じた環境教育の推進 ◎パートナーシップ*体制の強化



計画の推進に向けて

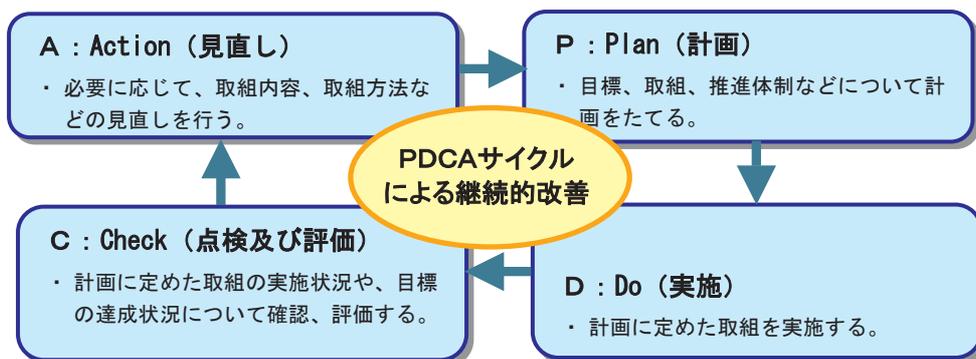
推進体制

本計画を着実かつ計画的に推進していく上では、市、市民、事業者、団体等、多様な主体が連携し、取り組んでいくことが重要です。各主体が連携した推進体制で計画の着実な推進を図ります。



進行管理

計画の進捗状況を適切に把握し、計画を着実に推進するために、新居浜市独自の環境マネジメント*システム (Ni-EMS (ニームス)) による PDCA サイクルを活用し、計画に定めた取組の実施状況や目標値の達成状況等を把握し、取組の重点化や追加等の見直しを行います。



用語の説明

【ア行】	
一酸化炭素 (CO)	燃料等の不完全燃焼により生じ、自動車が主な発生源とされています。
一般廃棄物	産業廃棄物以外の廃棄物のことです。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は商店、オフィス、レストラン等の事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。
温室効果ガス	地球温暖化の原因とされる気体（ガス）の総称で、地球温暖化防止のために削減目標の指定を受けているものとして二酸化炭素・メタン・一酸化二窒素・ハイドロフルオロカーボン・パーフルオロカーボン・六フッ化硫黄の6種類が重要視されています。
【カ行】	
外来種	国外や国内の他地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、本来の分布域を越えて生息又は生育することとなる生物種のことです。外来種のうち、導入先の生態系等に著しい影響を与えるものを特に侵略的な外来種と呼び、これらは自然状態では生じ得なかった影響を人為的にもたらすものとして問題となっています。
化学的酸素要求量 (COD)	水中の汚濁物質（有機物）が、酸化剤によって酸化される過程で必要とされる酸素量のことです。水1リットルあたりの量（単位；mg/l）で表します。数値が大きいほど水が汚れていることを示しており、日本では主に海域や湖沼の有機物質による汚濁状況を示す指標として用いられています。
合併処理浄化槽	トイレの汚水（し尿）だけを処理する単独処理に関して、し尿と台所、浴室及び手洗排水等の雑排水（生活排水）を一括して処理する方法を合併処理といいます。平成13年4月より浄化槽法が改正され、生活排水を未処理のまま流す単独処理浄化槽の設置は原則禁止されました。
環境基準	環境基本法第16条により定められた「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」のことです。
環境基本計画	環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境保全施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、総合的かつ長期的な施策の大綱などを定める計画です。平成6年に第一次計画、平成12年に第二次計画、平成18年に第三次計画、平成24年に第四次計画が閣議決定されました。
環境基本法	環境の保全について、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする法律です。
環境マネジメント	事業者が自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことです。
企業の社会的責任 (CSR)	Corporate Social Responsibility。企業は社会的な存在であり、自社の利益、経済合理性を追求するだけでなく、ステークホルダー（利害関係者）全体の利益を考えて行動するべきであるとの考え方です。行動法令の遵守、環境保護、人権擁護、消費者保護などの社会的側面にも責任を有するという考え方です。
光化学オキシダント	工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO _x ）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成されるオゾンなどの総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質です。強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物などにも影響を与えます。

光化学スモッグ	工場、自動車などから排出される窒素酸化物や炭化水素が一定レベル以上の汚染の下で紫外線による光化学反応で生じた『光化学オキシダント』や視程の低下を招く粒子状物質（エアロゾル）を生成する現象、あるいはこれらの物質からできたスモッグ状態のことをいいます。
コミュニティ	もともとは社会学の概念で、生存のための生活共同体のことで、構成員の共同努力により自律的な集団生活を維持する集団のことです。現代では、市町村自治体や居住地レベルのまちづくり集団まで、広い意味で地域のつながりを持つ共同体に用いられています。
【サ行】	
最終処分場	廃棄物は、資源化又は再利用される場合を除き、最終的には埋立処分又は海洋投入処分されます。最終処分は埋立てが原則とされており、大部分が埋立てにより処分されている。最終処分を行う施設が最終処分場であり、ガラスくず等の安定型産業廃棄物のみを埋め立てることができる「安定型最終処分場」、有害な産業廃棄物を埋め立てるための「遮断型最終処分場」、前述の産業廃棄物以外の産業廃棄物を埋め立てる「管理型最終処分場」及び一般廃棄物最終処分場（「管理型最終処分場」と同様の構造）とに分類されます。これらは埋め立てる廃棄物の性状によって異なる構造基準及び維持管理基準が定められています。
再生可能エネルギー	エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称です。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指します。
里地里山	奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と人工林、農地、ため池、草原などで構成される地域概念です。
次世代自動車	日本政府は運輸部門からの二酸化炭素削減のため、ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル自動車等を「次世代自動車」と定め、2020年までに新車乗用車の2台に1台の割合で導入する目標を掲げています。
自然共生	生物多様性が適切に保たれ、自然の循環に沿うかたちで農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、またさまざまな自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できている社会のことです。
小水力発電	水力発電のうち、ダム等に設置された大規模な水力発電ではなく、河川や水路に設置した水車などを用いてタービンを回し発電する小規模な水力発電のことです。
食育	子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要です。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。
スマートコミュニティ	街全体の電力の有効利用や再生可能エネルギーの活用などを、都市の交通システムや住民のライフスタイル変革まで、複合的に組み合わせた社会システム。及び、そのようなシステムが実現されたコミュニティのこと。
生物化学的酸素要求量 (BOD)	水中の汚濁物質（有機物）が、好気性微生物によって酸化・分解される過程で必要とされる酸素量のことで、水1リットルあたりの量(単位:mg/l)で表します。数値が大きいほど水が汚れていることを示し、日本では主に河川の有機物質による汚濁状況を示す指標として用いられています。
生物多様性国家戦略	生物多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえた今後の自然共生社会のあり方を示すため、「生物

	多様性国家戦略 2012-2020」が平成 24 年 9 月 28 日に閣議決定されています。
【夕行】	
太陽光発電（システム）	太陽電池やパワーコンディショナなどを用いて、太陽の光を電気に変換する発電システムのことです。
ダイオキシン類	有機塩素系化合物のポリ塩化ジベンゾダイオキシンの略称で、除草剤など農薬を製造する際、副産物として生成されます。ベトナム戦争で米軍が枯れ葉剤を使用した際に含まれていて、多くの奇形児出産の原因になったと言われています。近年日本でもごみ焼却灰からダイオキシンが検出され問題となっています。
地球温暖化	二酸化炭素などの温室効果ガス濃度の上昇や、二酸化炭素の吸収源である森林の減少などにより、地球の平均気温が上昇することです。それによって、海面水位の上昇による陸地の消失や異常気象の頻発などが起こると考えられています。
デマンドタクシー	一種の「乗り合いタクシー」のようなもので、タクシー会社と自治体が協力し運営を行っているところが多いです。車両は一般のタクシーだが、バスのように停留所から乗り降りをを行います。
天然ガスコージェネレーション	天然ガスコージェネレーションとは、天然ガスで発電しその際に発生する熱を有効利用する「分散型エネルギーシステム」のことです。燃料となる天然ガスは石油に比べ、二酸化炭素（CO ₂ ）、窒素酸化物（NO _x ）等の排出が少なく、病院などの電気や熱を多く消費する施設に向いています。
【ナ行】	
にいはま環境市民会議	市、市民、事業者が協働して、環境保全活動を推進することにより、めざす環境像を実現するため、平成 19 年 7 月に設立されました。「自然保全部会」「エネルギー部会」「ごみ減量部会」「仲間作り部会」の 4 つの部会で構成されています。
にいはまグリーンショップ・オフィス	ごみの減量化や再資源化など、環境に配慮した取組を積極的に行っている新居浜市内の店舗や事務所を、「にいはまグリーンショップオフィス」として市が認定し、市民に積極的に利用していただくことで、環境にやさしい事業活動や消費活動を促しています。認証店舗は環境保全課のホームページで紹介しています。
新居浜市地球高温化対策地域協議会	市、市民、事業者が協力し、地球温暖化に関する対策などを協議・調整し、継続的・積極的に取り組むことを目的に、平成 21 年 11 月に設立され、マイバッグ持参推進、エコドライブの普及啓発、節電・節水、ごみの減量に取り組んでいます。
新居浜版環境家計簿	市民モニターの皆さんに 1 年間の電気、ガス、水道などの使用量を記録していただき、家庭におけるエネルギー消費や環境負荷を把握することで、省エネ、省資源行動を促しています。結果の分析を含め、「にいはま環境市民会議」へ業務委託しています。
燃料電池	燃料から化学反応により、直接電力を発生する装置です。現在発電用として、リン酸型・熔融炭酸塩型・固体電解質型の 3 種が開発中です。リン酸型は、技術的には実用化しており、燃料として水素を必要とし、リフォーマーで炭化水素を分解して製造する水素を使用します。
二酸化硫黄（SO ₂ ）	硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっています。
二酸化窒素（NO ₂ ）	窒素酸化物のひとつで、ボイラーや自動車における燃料の燃焼により生じ、高濃度では呼吸器系の疾患が増加することなどが知られています。

ノーマイカー通勤デー（ノーカーデー）	愛媛県が県内事業所への通勤者を対象に、かしこいクルマの使い方を考えるきっかけづくりとして、月1回、マイカー（バイクを含む）通勤を止め、公共交通機関や徒歩、自転車の利用による通勤を呼びかけています。
【ハ行】	
バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものです。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。
パートナーシップ	市民参加の本来的なあり方を示す考え方で、市民と行政が協力して（協力体制をもって）相互の役割分担のもとにまちづくりを進めることです。市民と行政の信頼関係が必要となります。
バリアフリー	体が不自由な人や高齢者が、日常生活で直面する障害を取り除き、行動の自由さを獲得できるようにする社会的取組のことで、住居・建築物、街路、交通機関、公共施設などの生活空間において、様々な障害を軽減し、安全で快適な環境にします。
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10 μ m（マイクロメートル： μ m=100万分の1m）以下のものをいいます。
【マ行】	
緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画です。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができます。
藻場	大型底生植物（海藻・海草）の群落を中心とする浅海域生態系の一つであり、海洋動物の産卵場や餌場となるなど重要な役割を果たしています。
【ヤ行】	
有収率	調定水量（給水区域に給水し料金化された水量）や分水量等の料金化された水量（有収水量）を配水量で除したものです。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）を言います。
【ラ行】	
リサイクル（再利用）	廃棄物等を再利用することです。原材料として再利用する再生利用（再資源化）、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル（熱回収）があります。リサイクルされたごみの量（資源化総量と集団回収量）をごみ総量（ごみ処理量と集団回収量）で除した値をリサイクル率とといいます。
リデュース（発生抑制）	廃棄物の発生自体を抑制することで、リユース、リサイクルに優先される行動です。
リユース（再使用）	いったん使用された製品や部品、容器等を再使用することです。
【英数字行】	
3R	リデュース（Reduce）：廃棄物等の発生抑制、リユース（Reuse）：再使用、リサイクル（Recycle）：再生利用の3つの頭文字をとったものです。

にいほま環境プラン 概要版

(第2次新居浜市環境基本計画及び環境保全行動計画)

平成26年3月策定

発行 新居浜市

編集 環境部 環境保全課

TEL 0897-65-1512 FAX 0897-65-1255

E-mail hozen@city.niihama.ehime.jp

URL: <http://www.city.niihama.lg.jp>